東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１８年９月２８日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：２５件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	原子炉停止時冷却系ポンプ室入口扉において、ドアノブと壁との隙間が狭く危険なため、当該部を修理	対象外	
2	２号機	タービン補機冷却水ポンプ（Ｃ）駆動用電動機の点検時、負荷側軸受ハウジング内径に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
3	２号機	残留熱除去海水系の弁（Ｖ－１０－２７４Ｂ）点検時、配管フランジ面にライニングの損傷が認められたため、当該部を修理	D	
4	２号機	残留熱除去海水系の弁（Ｖ－１０－３０８・３０９）点検時、弁棒径変化部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
5	２号機	残留熱除去海水系の弁（Ｖ－１０－１４Ｂ・１４Ｄ）点検時、ボンネット及びボディガスケット着座面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
6	２号機	残留熱除去海水系ストレーナ（Ｂ系）の点検時、内面ライニングの剥離及びカバーフランジのＯリング溝に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
7	２号機	主タービン蒸気加減弁（ＮＯ．４）の点検時、弁上部レバーに動作不良（固着）が認められたため、当該レバーを修理	D	
8	２号機	残留熱除去海水系の弁（Ｖ－１０－２７３Ｃ・２７３Ｄ）点検時、ボンネット及びボディガスケット着座面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
9	２号機	定期事業者検査主要弁検査において、検査要領書に不備が認められたため、対応検討	C	
10	３号機	電気品室空調用冷凍機において、制御用圧力スイッチのトリップ設定値（吐出圧力高用）に動作不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力スイッチを点検・校正	D	
11	３号機	廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプにおいて、循環配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
12	５号機	復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（Ｃ２）の点検時、モータ側ベースボルトに腐食（１箇所）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
13	５号機	非常用ガス処理系フィルタ性能検査時、確認要領の様式に号機の誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	D	
14	５号機	制御棒駆動機構機能検査実施時、引抜き時間計測不可事象が認められたため、対応検討	C	
15	５号機	給水系（Ａ系）溶接事業者検査の耐圧試験において、圧力不足が認められたため、対応検討	B	
16	５号機	床ドレン濃縮器液位制御弁の点検時、ポジショナ継手部よりリークが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	５号機	制御棒駆動機構機能検査実施時、挿入時間の判定基準外れ（１本）が認められたため、対応検討	D	
18	５号機	計器設定に関する確認において、原子炉圧力容器等の計器仕様表に誤記等が認められたため、対応検討	C	
19	５号機	原子炉保護系インターロック機能検査実施時、検査要領書の復旧手順に誤記が認められたため、要領書を訂正後、検査を再開	D	
20	６号機	廃棄物処理建屋２階において、雨水の浸入が認められたため、当該部を修理	D	
21	６号機	廃棄物処理建屋１階廃棄物常設集積場所において、天井の空調ダクト貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を修理	D	
22	集中環境施設	工作機械設備建屋天井クレーンの定期自主検査において、レールの測定記録に不備が認められたため、是正及び対応検討	D	
23	集中環境施設	廃棄物減容処理設備の高圧圧縮機圧縮物押出装置において、シリンダ部品に一部変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（Ａ）において、２次セラミックフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
25	その他	地質調査開始のプレス発表において、発電所から調査地点までの距離数に誤りが認められたため、是正及び訂正のプレス発表を実施	B	9月15日公表済 (PDF536kB)

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで